

## 【少子化対策企画室関係】



## 1. 子ども・子育て支援新制度について

平成27年度予算案においては、子ども・子育て支援新制度に基づく量及び質の充実等のために、消費税の増収分等から国・地方合わせて約5,100億円を確保している。これは、

- ・ 各市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく平成27年度における「量的拡充」に対応するとともに、
- ・ 昨年5月末にお示した公定価格の仮単価の前提とした「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれている「質の向上」をすべて実施するための所要額として措置されたものである。

このうち地方負担分に必要となる財源については、地方消費税等の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しており、各都道府県・市町村におかれても、積極的な取り組みをお願いする。

平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価については、上記を踏まえ、以下の2点（基本的に増額要素）を除き、加算項目も含め、公定価格の仮単価とほぼ同内容となる。

### ① 公定価格に係る調整課題への対応の反映したもの

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る経過措置
- ・ 大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し（1号定員に係るチーム保育加配加算）
- ・ 小規模保育事業B型における保育士以外の職員の人件費単価の改善
- ・ 事業所内保育事業に対する減価償却費加算

### ② 平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を反映したもの

- ・ 平成26年度における国家公務員給与の改定内容の反映（保育士に係る人件費+2.0%など）
- ・ 平成27年度における国家公務員給与の改定内容の反映（地域区分の見直し（7区分→8区分など）など）

なお、本年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に「子ども・子育て本部」が設置され、子ども・子育て支援新制度に基づく給付（施設型給付、地域型保育給付、児童手当）や地域子ども・子育て支援事業に係る事務や予算が、内閣府に移管されることになっているので留意いただきたい。

加えて、各都道府県・市町村におかれては、新制度の施行後は、地方版子ども・子育て会議等を活用して、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（いわゆるPDCAサイクルを回していく）ことを願います。

また、障害児に対する支援については、大別して、①すべての子どもを対象とする施策（一般施策）における障害児への対応と、②障害児を対象とする専門的な支援施策（専門施策）による障害児へに対応の2つの施策体系があり、それぞれ充実を図るとともに、相互の連携強化が必要である。

一般施策である新制度においても、障害児支援の充実を図っているところであるが、専門施策においても、保育所等との連携強化のための障害報酬改定等の対応が行われているところであり、各地方公共団体におかれては、引き続き障害福祉主管課と連携して、障害児に対する支援の充実に努めていただきたい。

## 2. 地域子育て支援拠点事業について

平成25年度に会計検査院が実施した実地検査において、地域子育て支援拠点事業に係る執行について、開設時間等の実施要件を満たしていないこと等により、国庫補助金等の過大交付の指摘を受けた事例が多数見られたので、各都道府県等においては、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。



[関連資料：少子化対策企画室]





## 一時預かり事業（幼稚園型）について

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う「一時預かり事業（幼稚園型）」を創設

「幼稚園型」の要件等									
実施主体	市町村（子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施）								
実施場所	幼稚園又は認定こども園								
対象児童	<p><u>主に在籍園児</u>（教育標準時間認定（1号認定）の子ども）</p> <p>※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育ともを一括して施設型給付の対象</p> <p>※ <u>園児以外の子供については、一時預かり事業（一般型）により対応</u></p> <p>・同一施設において、幼稚園型（園児を対象）と一般型（園児以外を対象）を併せて実施可能 （この場合、それぞれの類型の基準を満たすことが必要）</p> <p>・ただし、園児以外の子供の利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子供の一時預かりを併せて実施することも可能</p>								
職員	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>2人以上の配置を求めるが、上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合で、かつ、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）</p>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1					
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1						
資格	保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者 （ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭）								
設備・面積	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>2歳以上児 保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児 乳児室</td> <td>1.65㎡/人 ほかく室 3.3㎡/人 など</td> </tr> </table> <p>※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>	2歳以上児 保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児 乳児室	1.65㎡/人 ほかく室 3.3㎡/人 など				
	2歳以上児 保育室又は遊戯室	1.98㎡/人							
2歳未満児 乳児室	1.65㎡/人 ほかく室 3.3㎡/人 など								
補助単価 （1人当たり日額）	<p>○在籍園児</p> <p>・基本分：平日の教育時間前後（標準的には4時間*）/日の実施を想定）及び長期休業日            - 年間延べ利用者数2,000人超 400円            - 年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円（10円以下切り捨て）            ・休日分：土日祝日等（標準的には8時間/日の実施を想定） 800円            ・長時間加算：標準4時間/日（休日は標準8時間/日）を超える場合に加算 100円</p> <p>○園児以外の子供</p> <p>・8時間/日以下の利用 800円            ・長時間加算：8時間/日を超える場合に加算 100円</p> <p>（*）各園の教育時間によって異なる</p>								
実施形態	利用者の居住市町村が園に委託等して実施（当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする （関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） ※施設型給付と同様の形態								

# 一時預かり事業(幼稚園型)の配置職員に算入できる担当職員のパターン

職員の類型	職員が通常勤務する日 <sup>※1</sup>				休日	
	(教育課程時間)	(教育課程時間外)			合計8時間まで	合計8時間超
	4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超	合計8時間超		
一時預かり事業の専任職員	○	○	○	○	○	○
一時預かり事業と幼稚園等の教員等との兼務職員	X <sup>※3、※5</sup>	X <sup>※3</sup>	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※4</sup>
	X <sup>※5</sup>	○ <sup>※6</sup>	○	○	○	○
(参考)適用補助単価	在園児	基本分単価		長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 <sup>※7</sup>	休日単価		長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価

※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。

※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。

※4 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

※5 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

※6 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

※7 非在園児の利用は、一時預かり事業(一般型)の併用により支援することを想定しているが、ごく少数の利用にとどまる場合は、一般型を併用することなく幼稚園型の支援対象として構わない。

## 一時預かり事業（幼稚園型）Q&A

### 【自治体向けFAQから再掲（一部修正のうえ抜粋）】

問1) 一時預かり事業の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか？

答1) 基本分単価（通常単価・小規模施設単価）は、4時間／日の利用を基本として設定していますが、利用時間が4時間未満の利用者であっても同額となります。（園として4時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない。）

また、教育時間と一時預かり時間の合計が8時間／日の場合は、一時預かりの時間数に関わらず基本分単価（同額）を適用し、8時間を超える場合は長時間加算単価が加わります。（例えば、教育時間が5時間の日に預かり時間が3時間とする場合や教育時間が3時間の日に預かり時間を5時間とする場合のいずれも、基本分単価（同額）が適用されます。）

問2) 一時預かりの利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか？

答2) 利用料について、国として一律の基準を設けませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断より、各園の設定に委ねることも可能です。

問3) 児童について、在籍園児（教育標準時間認定（1号認定）の子ども）となっていますが、2号認定の子ども（特例給付の子ども）に対しても、一時預かり事業の対象となりますか。

答3) 対象となります。

問4) 幼稚園型一時預かり事業については、年間延べ利用者数2,000人以下では補助単価が厚い設定となっていますが、広域利用で複数市町村に居住する子どもがおり、各々が少人数である場合には、市町村別の子ども延べ利用者数で考えるのでしょうか。それぞれの市町村の子どもの延べ利用者数の合計で考えるのでしょうか。後者の場合、どのように調整すればよいのでしょうか。

答4) 補助単価は、施設当たりの年間延べ利用人数により設定することになります。設定の手順としては、まず施設所在地市町村が当該施設の預かり保育の利用実績等から年間延べ利用見込人数を算出し、当該人数に適用される補助単価案を算定の上、利用予定者の居住する市町村に当該補助単価案を連絡・調整し、各居住地市町村がそれぞれ当該案を踏まえ、補助単価を設定することを想定しています。

問5) 幼稚園型一時預かり事業の職員配置において、2人以上の配置を求めているところ、幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、1人でも可とされていますが、支援を行う幼稚園等の職員は公定価格の対象となっている学級担任等でも問題ないでしょうか。

答5) 幼稚園等の職員からの支援を受けており、必要職員数が1人で可とされる場合における幼稚園等からの支援者については、公定価格の対象となっている学級担任等が、公定価格の対象となっている時間内に兼務することも可能です。

問6) 市町村が幼稚園型一時預かり事業を実施することが困難な特別な事情がある場合は、具体的にどのような取り扱えばよいのでしょうか。

答6) 都道府県（新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局）においては、住民の利用ニーズがあるにもかかわらず事業実施が困難である理由などを当該市町村に確認するとともに、翌年度以降の事業の実施に向けた実施計画などを確認することが考えられます。この場合、平成26年度に私学助成の預かり保育補助の対象となっている私立幼稚園については、できる限り、預かり保育補助を継続して実施するようお願いいたします。（国庫補助対象とする予定）。なお、平成26年4月10日付け3府省事務連絡にあるとおり、今後、国としても、各地方自治体の一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況を把握する予定です。

## 【幼稚園型における非在籍園児の利用の取扱い等】(新規に作成したもの)

問7) 幼稚園における非在籍園児の預かりはようになりますか？幼稚園型一時預かり事業で非在籍園児も併せて預かりを実施する場合、非在籍園児がどのくらいの人数までなら実施可能となるのでしょうか？

答7) 幼稚園、保育所、認定こども園において非在籍園児を広く受け入れる場合は、非在籍園児の預かりは一般型による実施を基本とし、幼稚園等において在籍園児に対する一時預かりと併せて実施する場合は、同一園において幼稚園型と一般型を併用することとなります。

ただし、幼稚園型を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かるなかで非在籍園児をごく少数預かる場合には、幼稚園型として非在籍園児を預かることも可能とします。この場合、年齢別配置基準数以上の人数を配置することが必要(3歳未満児であっても保育士に限定するものではありません。)となり、また、設備・面積等の基準も満たす必要があることに留意が必要です。

なお、幼稚園型で非在籍園児の預かりを実施できる具体的な人数の上限などを国としてお示しする予定はありませんが、国の定める人員・設備・運営基準を満たすことを前提として、一般型により非在籍園児の預かりを支援することにより、地域の一時預かりニーズに適切に対応していただくようお願いいたします。

問8) 幼稚園型において非在籍園児を預かる場合において、対象を満3歳以上に限定することは可能でしょうか？

答8) 市町村の判断により、幼稚園型で併せて受け入れる非在籍園児の年齢に条件を設けることは可能ですが、

- ・非在籍園児の預かりニーズは、主として3歳未満であると考えられること、
- ・幼稚園型で実施する場合であっても年齢別配置基準数以上の職員を配置することや保育所と同様の設備基準の遵守が求められることを踏まえ、地域の一時預かりニーズと幼稚園の受入れ体制を併せて考慮し、適切な対応を講じて頂くようお願いいたします。

問9) 一時預かり事業(一般型)は土曜日実施も必須でしょうか？

答9) 一時預かり事業(一般型)は利用実績に応じた補助単価設定となっていることから、国の基準として土曜日実施を必須としているものではありません。

なお、市町村の判断で、土曜日実施を求めめることは妨げられませんが、地域の確保状況を勘案しつつ、一時預かりニーズに適切に対応できるような事業設計をお願いいたします。

問10) 一時預かり事業について、「3歳児未満の3号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要」とされており、具体的などのような制約がかかるのでしょうか。例えば、「週何回までの利用なら可」といった指針は示されるのでしょうか。

答10) 3歳未満児の3号認定以外の子どものうち、3号認定は受けていないが就労等の理由で利用するといった場合以外で、特定の施設を定期利用する場合には、一時預かりという事業の性格から制限が必要というものです。

国として利用制限等の具体的な指針を示す予定はありませんが、幅広い利用者が公平に利用できるよう、一時預かり事業の趣旨を踏まえ、適切に実施していただくようお願いいたします。

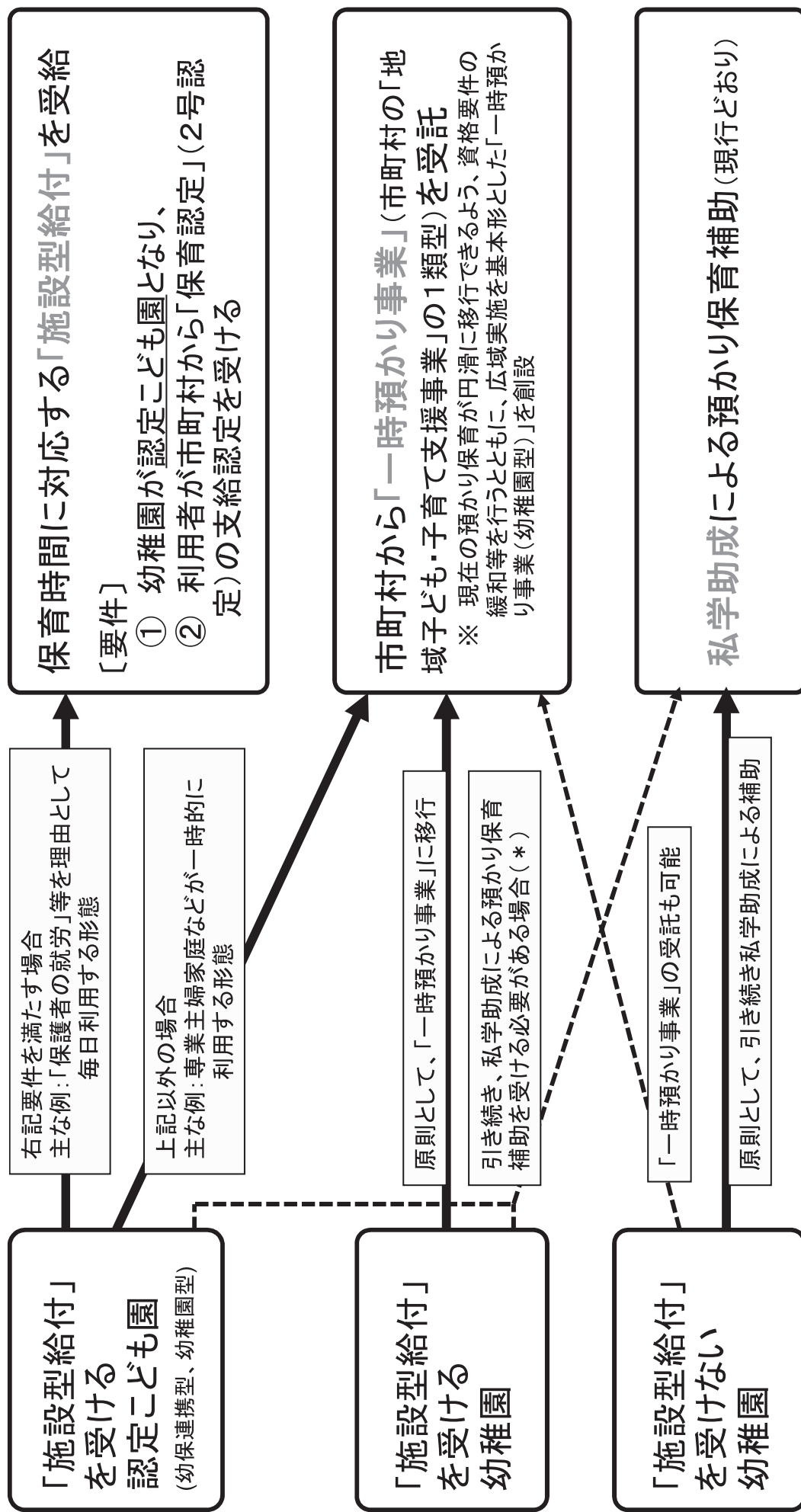
問11) 幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、常時2人以上配置を求めないとされているが、同一の幼稚園等で幼稚園型と一般型を併用する場合であり、かつ、両事業を同じ場所を実施する場合、支援を行う幼稚園等の職員はそれぞれ1名で合計2名確保が必要でしょうか？

答11) そのように同じ場所で行う場合には、支援を行う幼稚園等の職員は1名でも可能です。なお、それぞれの事業での必要配置数が1人である場合に限りられることに留意して下さい。

# (参考) 各事業類型の基準について

類型	実施主体	対象となる児童	職員の類型等	設備運営基準
一般型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園</li> <li>・その他の場所(小規模保育を想定)</li> <li>・(・保育所(特例対象者のみ)→単価で差を設ける)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に非在籍園児(主に0～2歳児)</li> <li>(想定される者)</li> <li>・二号認定</li> <li>・三号認定</li> <li>・その他地域のこども</li> </ul> <p>※3歳児未満の三号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・市町村長等が行う研修を修了した者(保育所等と一体的な場合)</li> <li>・当該保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員(≠当該保育所等の事務員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備運営基準(第32条、第33条第2項、第35条)</li> <li>・半数以上は保育士(利用児童が3人以下の場合は児福則第1条の32に規定する研修と同等以上の内容を有するものと認められるものを修了した者を保育士みなしに)</li> <li>・保育士の人数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体の場合、専任保育士は1人で他は保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員(≠当該保育所等の事務員)として良い</li> </ul> <p>※併用する場合、それぞれの類型の基準をいずれも満たすことが原則。</p>
幼稚園型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園</li> </ul> <p>※保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に在籍園児(主に3～5歳児)</li> <li>(想定される者)</li> <li>・一号認定</li> <li>・二号認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・幼稚園教諭</li> <li>・市町村長等が行う研修を修了した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備運営基準(第32条、第33条第2項)</li> <li>・半数以上は保育士又は幼稚園教諭</li> <li>・幼稚園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園</li> <li>・幼保連携型認定こども園</li> <li>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領</li> <li>・保育士又は幼稚園教諭の人数は2人を下ることはできないが、幼稚園等と一体の場合、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で他は幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭に限る)として良い</li> </ul>
余裕活用型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園</li> <li>・家庭的保育事業等(居宅訪問型除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て(家庭的保育事業等において制限なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・幼稚園教諭</li> <li>・家庭的保育事業者等として認可を受けている事業の従事者(居宅訪問型保育事業を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所：児童福祉施設の設備運営基準(全般)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園：認定こども園法第3条第1項に規定する主務大臣が定める設備及び運営に関する基準</li> <li>・幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の設備運営基準</li> <li>・家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)：家庭的保育事業等の設備運営基準(居宅訪問型保育事業を除く)</li> </ul>
居宅訪問型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅訪問型保育事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅訪問型事業と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅訪問型保育事業者として認可を受けている事業の従事者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等の設備運営基準</li> </ul>

## (参考) 幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



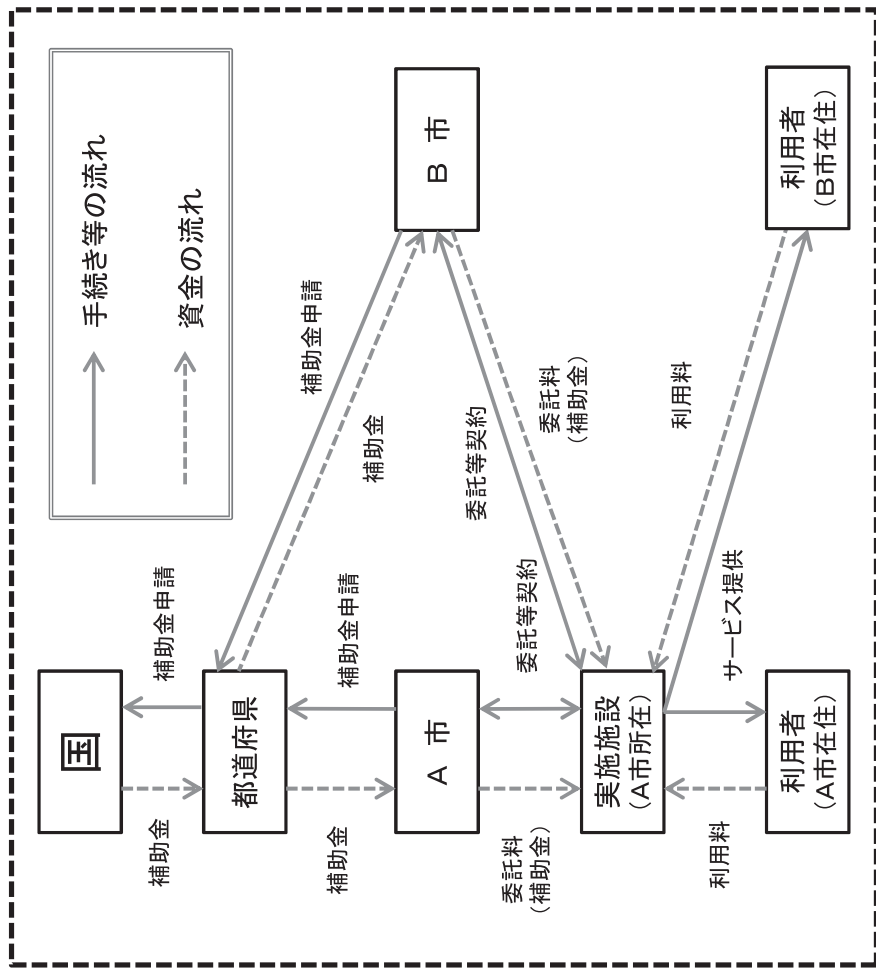
(\*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

(参考) 基本的な実施形態

幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について、市町村間において調整が必要となる。より効率的な事業とするため、実施形態としては下記が基本となる。

【利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形】



※ 利用者の居住市町村がそれぞれ補助金交付、施設との契約等を行う。

※ 実施施設の事務処理の簡素化の観点から、近隣市町村間において一部事務組合等が請求を振り分ける等を行うことも考えられる。

※ 上図においては、都道府県への事務委任がなされた場合を想定。

## (参考) 一時預かり事業 (幼稚園型) の補助単価について①

### ◎補助単価 (園児1人当たり日額)

(1)基本分単価

①通常単価 400円

○1日当たり平均利用園児数8名 (年間延べ利用見込み人数2,000人) を超える施設に適用

②小規模施設単価 利用規模 (年間延利用見込み人数) に応じ下記により算定した額

次のA及びBによりそれぞれ算定した額の合計額 (10円未満切り捨て)

A 800千円を当該施設における年間延べ利用見込み人数 (平日のみ) で除した額 (小数点以下四捨五入)

B 上記Aの額から①の額を減じた額

(例) 年間延べ利用見込み人数1,000人 (1日当たり平均4人) の場合

A 800千円 ÷ 1,000人 = 800円

B 800円 - 400円 = 400円 ⇒ A+B = 1,200円

[設定の考え方]

○1日当たり平均利用園児数8名 (年間延べ利用見込み人数2,000人) 以下の施設に適用

○1施設当たり想定事業費額を年額1,600千円、補助下限額を年額800千円に設定 (A)

○小規模施設の利用料が高額化しないよう利用者の負担軽減に配慮 (B)

(2)休日単価 補助単価 (園児1人当たり日額) 800円

※主に土曜日に実施する場合は終日の職員配置を踏まえ単価を設定。

(3)長時間加算単価 補助単価 (園児1人当たり日額) 100円

※1日当たり4時間 (休日は8時間) を超えて実施する場合に、上記①～③の単価に加算。

※非在園児の補助単価は、上記(2)休日単価及び(3)長時間加算単価を適用

### ◎利用料

○事業者において利用料を徴収できる。市町村で定める場合は、私学助成下での実施状況からの移行に配慮する。

○補助単価と同額の日額利用料 (2. (1)②) にあっては単価にかかわらず400円) を徴収することを想定して補助単価を積算しているが、補助率の定めのない定額補助であるため、設定額や徴収時期 (日額、月額・年額 (登録料) との組合せなど) の基準は定めない。



## (参考) 一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について②

【平均的規模の施設における一例】

- ・平日）実施日数：250日（週5日×50週 ※長期休業期間含む）、1日平均利用者数：16人
- ・休日）実施日数：50日（週1日×50週）、1日平均利用者数：8人
- ・長時間預かり 実施日：250日（※平日のみ）、1日平均利用者数：8人

○基本分  $400円 \times 16人 \times 250日 = 1,600千円$   
 ○休日分  $800円 \times 8人 \times 50日 = 320千円$   
 ○長時間加算  $100円 \times 8人 \times 250日 = 200千円$

想定利用料 1,600千円  
 320千円  
 200千円

公費補助額 計 2,120千円 (a) 計 2,120千円 (b)

想定利用料を含む総収入（事業費総額）

計 4,240千円 (a)+(b)

【小規模施設における一例】

- ・平日）実施日数：250日（週5日×50週 ※長期休業期間含む）、1日平均利用者数：6人
- ・休日）実施日数：50日（週1日×50週）、1日平均利用者数：3人
- ・長時間預かり 実施日：250日（※平日のみ）、1日平均利用者数：3人

○基本分  $660円(※) \times 6人 \times 250日 = 990千円$

A  $800千円 \div 1,500人(6人 \times 250日) = 533円$

B  $533円 - 400円 = 133円$  (※)  $A+B=666円 \rightarrow 660円$

想定利用料 600千円

( $400円 \times 6人 \times 250日 = 600千円$ )

⇒ 想定事業費額として1,600千円を確保

○休日分  $800円 \times 3人 \times 50日 = 120千円$   
 ○長時間加算  $100円 \times 3人 \times 250日 = 75千円$

120千円  
 75千円

公費補助額 計 1,185千円 (a) 計 795千円 (b)

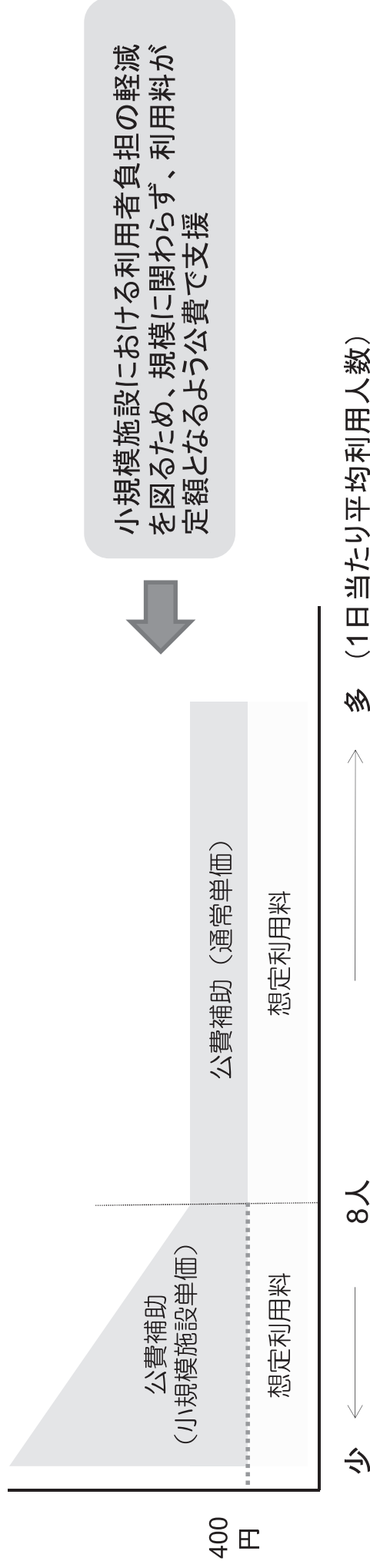
想定利用料を含む総収入（事業費総額）

計 1,980千円 (a)+(b)

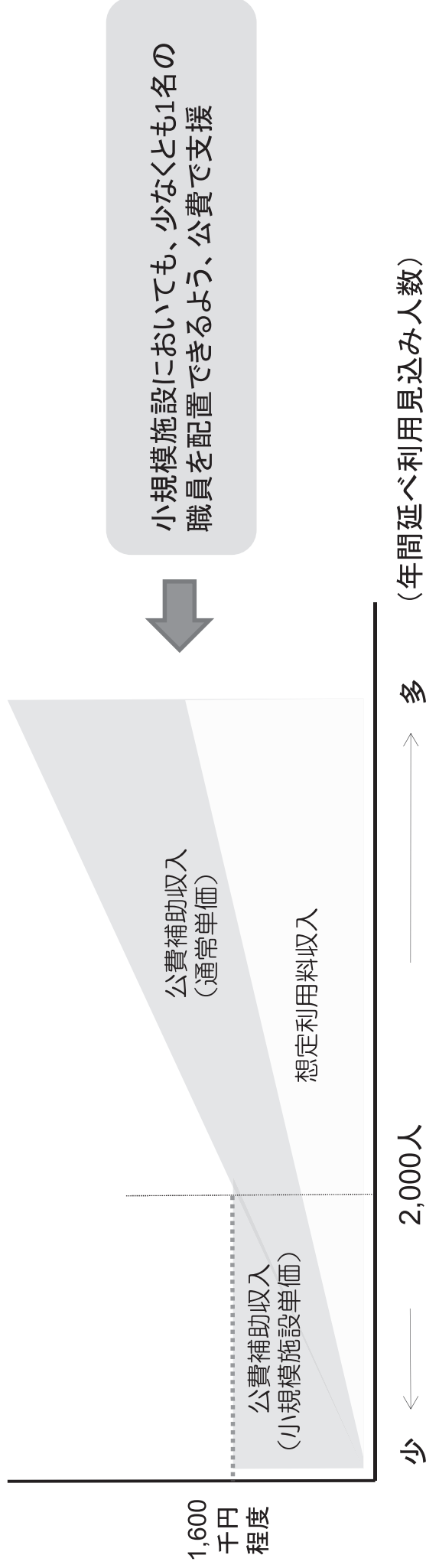
### (参考) 一時預かり事業 (幼稚園型) の補助単価について③

事業規模に応じた補助単価(基本分)、想定利用料、事業者収入等[イメージ]

【基本分単価及び想定利用料】 (園児1人当たりの日額)



【総収入 (事業費総額)】 (施設当たり年額)



## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

- 1 実施主体  
市町村
- 2 実施場所  
認定こども園
- 3 対象となる子ども  
次の（ア）～（ウ）の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども  
（ア）日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。  
（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。  
（ウ）6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。
- 4 補助要件  
当該認定こども園において、2人以上の障害児（私学助成（特別支援教育経費）または障害児保育事業の対象となる子どもを含む）を受け入れていること。
- 5 補助単価  
子ども1人当たり 月額 65,300円

## 6 対象となる施設

☆：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

○：私学助成（特別支援教育経費） ●：一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園		1号	2号	3号
幼保 連携型	学校法人立※1, 2	○	○	●
	旧接続型			
	旧並列型	○	●	●
	上記以外	☆	●	●
幼稚園型	単独型	○	○	/
		○	○	☆
	接続型	○	○	☆
		○	☆	☆
並列型	○	☆	☆	
	○	☆	/	
	上記以外	☆	☆	☆
	接続型・並列型	☆	☆	☆
	保育所型	☆	●	●
	地方裁量型	☆	☆	☆

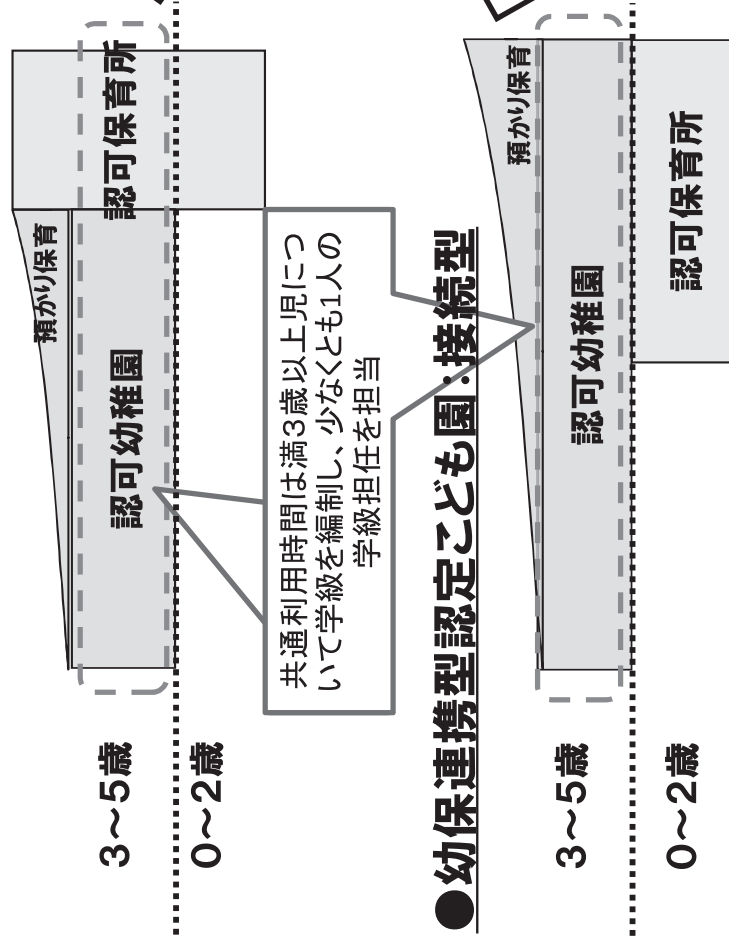
※1 学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む

※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人となったものは対象外

# 幼保連携型認定こども園の諸類型

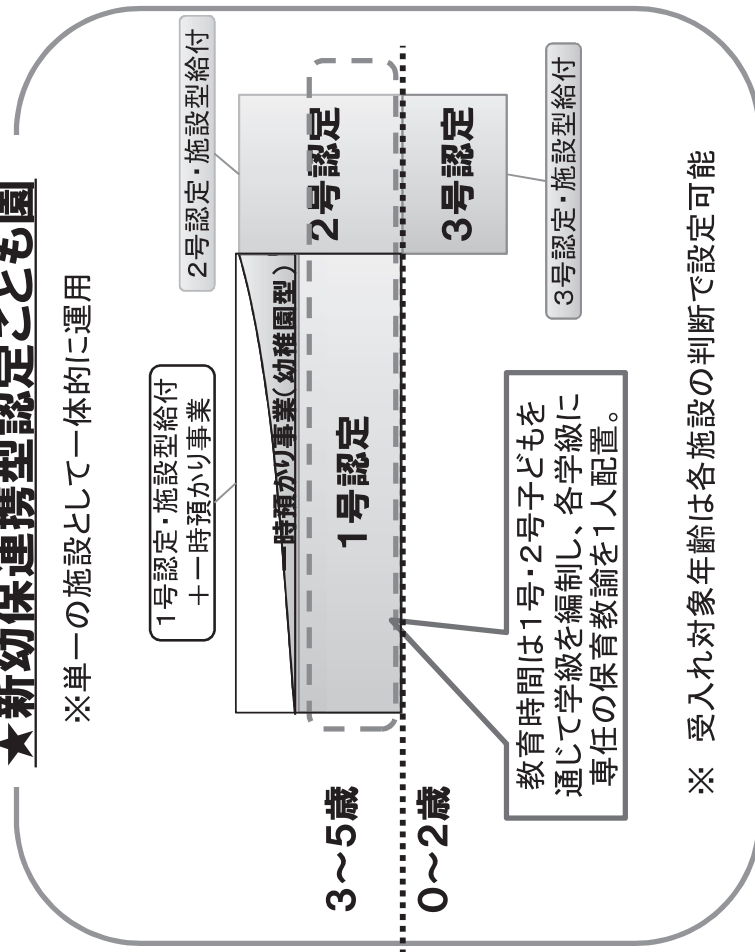
○ 現在、幼稚園と保育所により構成されている幼保連携型認定こども園は、新たな「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる

## ● 幼保連携型認定こども園：並列型

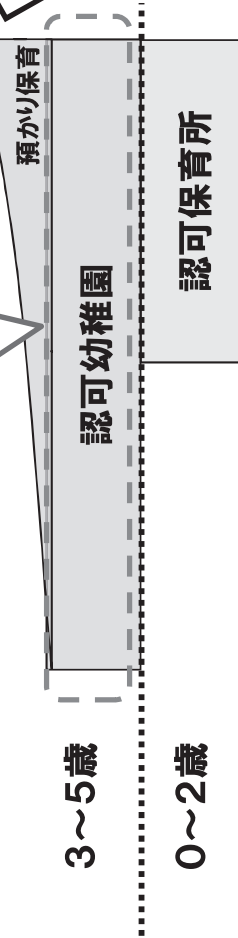


## ★ 新幼保連携型認定こども園

※単一の施設として一体的に運用



## ● 幼保連携型認定こども園：接続型



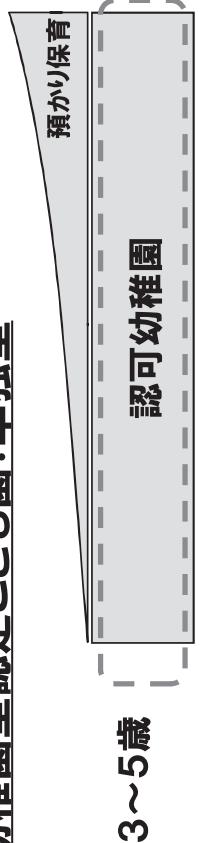
# 幼稚園型認定こども園の諸類型

○ 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

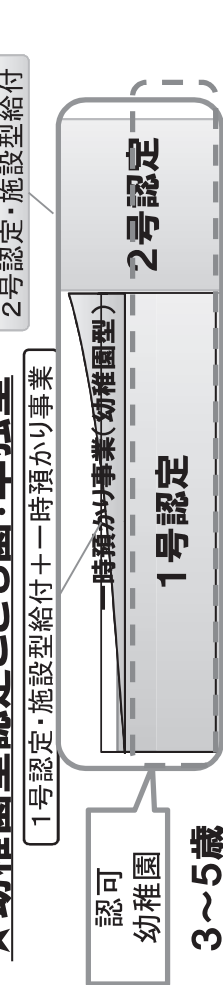
※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

※ 「共通利用時間」は満3歳以上見について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

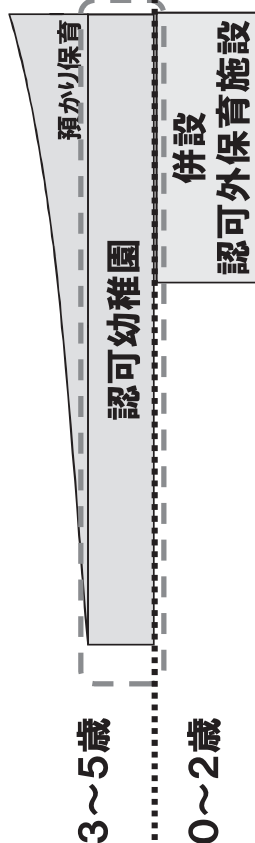
## ● 幼稚園型認定こども園：単独型



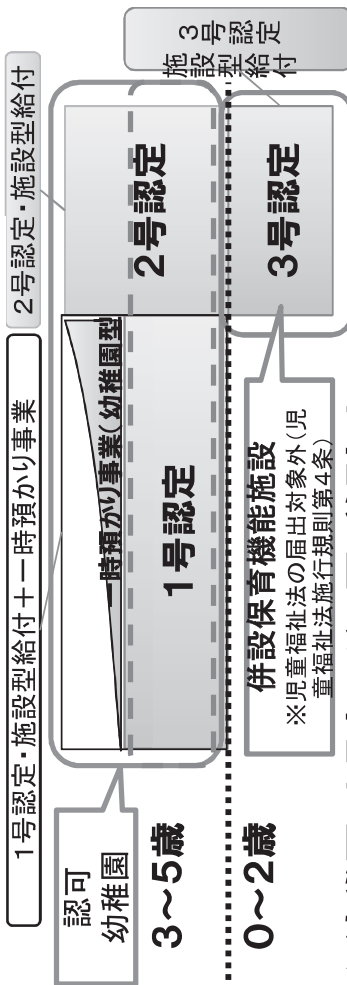
## ★ 幼稚園型認定こども園：単独型



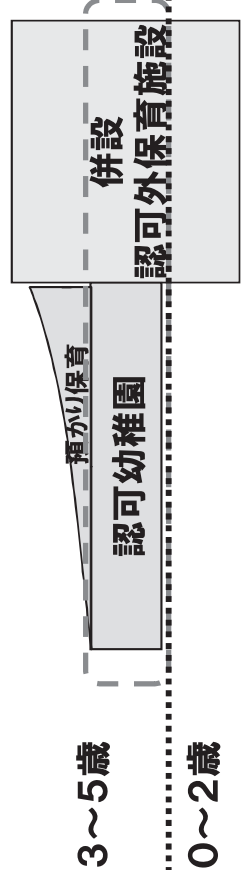
## ● 幼稚園型認定こども園：接続型



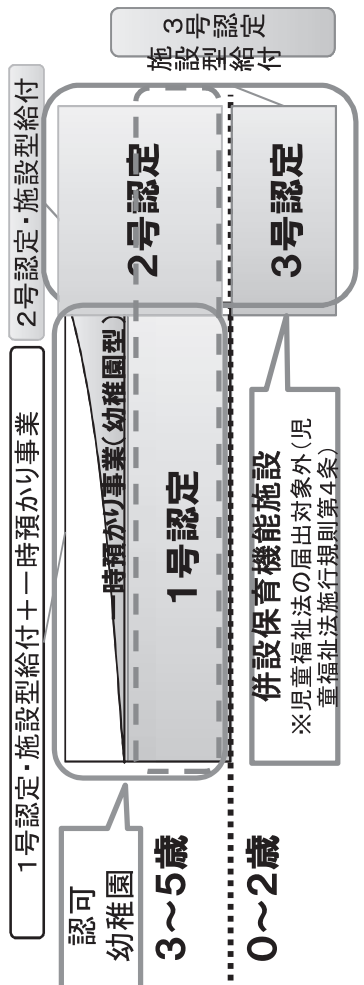
## ★ 幼稚園型認定こども園：接続型



## ● 幼稚園型認定こども園：並列型



## ★ 幼稚園型認定こども園：並列型

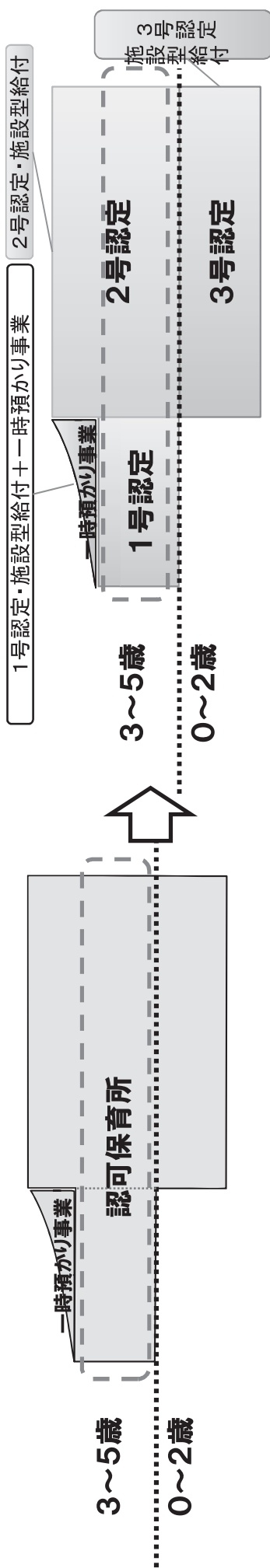


## 保育所型認定こども園の類型

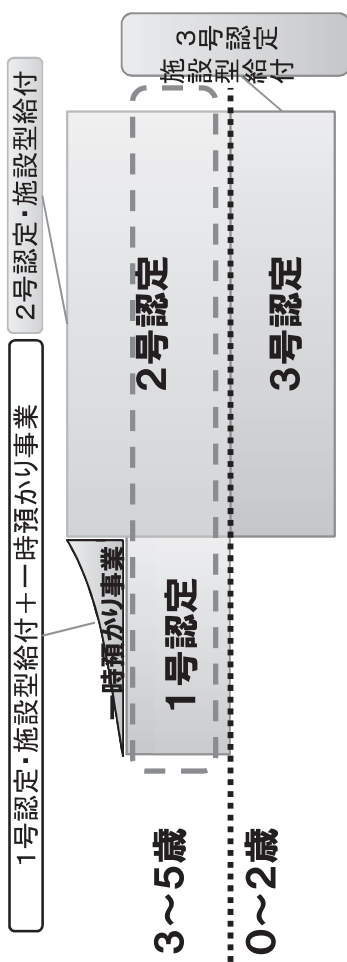
○ 保育所型認定こども園は、施設系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能 ※ 「共通利用時間」は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

### ●保育所型認定こども園



### ★保育所型認定こども園

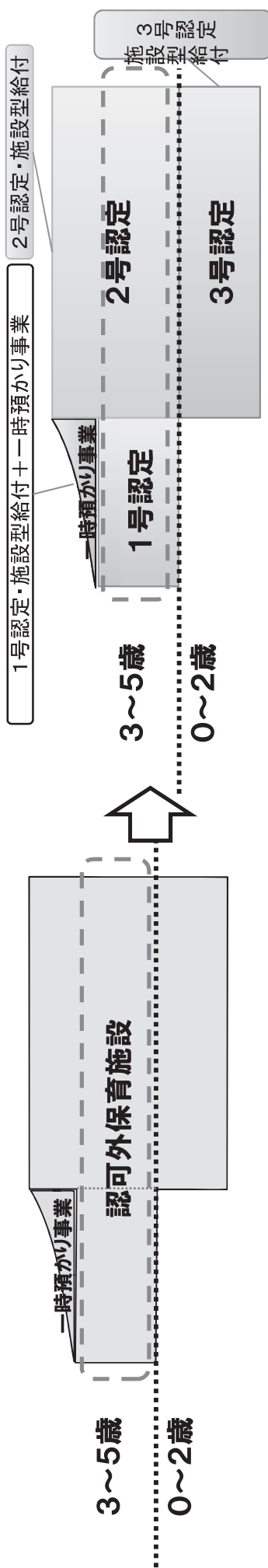


## 地方裁量型認定こども園の類型

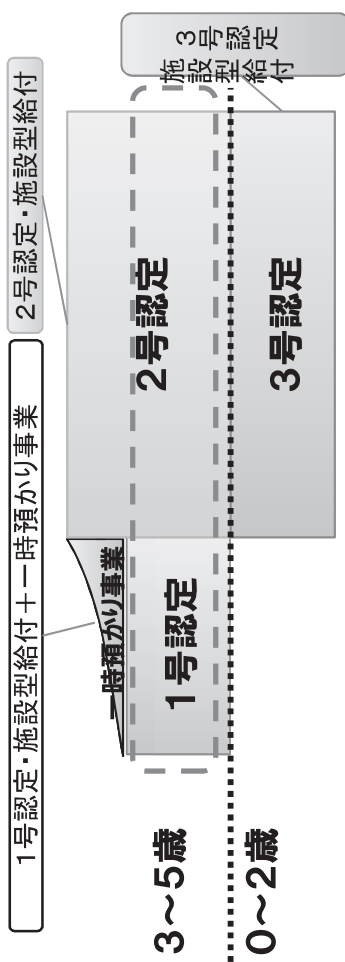
○ 地方裁量型認定こども園は、施設系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能 ※ 「共通利用時間」は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

### ●地方裁量型認定こども園



### ★地方裁量型認定こども園



# 子ども・子育て支援新制度の施行と障害児支援の充実について

## Ⅰ. 全体像

- 障害児に対する支援については、大別して
  - ① すべての子どもを対象とする施策（一般施策）における障害児への対応
  - ② 障害児を対象とする専門的な支援施策（専門施策）の2つの施策体系があり、それぞれ充実を図るとともに、相互の連携強化が必要
  
- 一般施策については、子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）において、
  - ① 市町村計画における障害児の受入体制の明確化
  - ② 優先利用など利用手続における障害児への配慮
  - ③ 様々な施設・事業において障害児の受入れを促進するための財政支援の強化や、障害児等の利用を念頭に置いた新たな事業類型の創設等により、障害児支援の充実を図る
  
- 専門施策については、
  - ① 通所支援・入所支援など施設・事業者が自ら行う障害児支援に加えて、
  - ② その専門的な知識・経験に基づき、一般施策をバックアップする「後方支援」として位置付け、保育所等の育ちの場における障害児の支援に協力できるような体制づくりを進める



## II. 子ども・子育て支援新制度における対応

### 1. 市町村計画における障害児の受入体制の明確化等

○ 市町村計画においては、

- ① 障害児等が円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、障害児等の人数等の状況、施設・事業の受入れについて把握、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を記載
- ② 「任意記載事項」として、都道府県の行う専門施策との連携について記載

○ 都道府県計画においては、「基本的記載事項」として、専門施策の実施について記載

\* 自治体に対して、計画策定に当たり、障害者総合支援法の「第4期障害福祉計画」に基づく施策との緊密な連携の確保を要請

### 2. 利用手続における障害児への配慮

○ 「保育認定を受ける子ども」(2号子ども・3号子ども)については、市町村が利用調整。このプロセスの中で、市町村が、計画に基づいて、受入可能な施設に委託又はあっせんすることが基本

→ 障害児については、「優先利用」の仕組みの対象。各市町村において、障害児保育を実施している保育所については、その分の枠を優先的に割り当てるなど配慮。

○ 「教育標準時間認定を受ける子ども」(1号子ども)については、市町村が自動的に関わる仕組みではないが、保護者又は施設からの要請に応じ、計画に基づいて、受入れ可能な施設をあっせんすることができる

### 3. 給付対象の施設・事業における障害児対応の充実

- 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)の障害児の受入れについては、従来の財政支援措置(私学助成・障害児保育事業(一般財源))により対応することが基本。  
その上で、公定価格において、障害児を受け入れる施設において、主幹教諭、主任保育士等を補助する職員を配置して、地域の子ども(非在園児)の療育支援に取り組む場合の加算を設ける。
- 地域型保育事業(新設)については、公定価格において、障害児数に応じた職員加配の加算(2:1配置)を設ける。(居宅訪問型を除く)  
その1類型である居宅訪問型保育事業(1:1配置)については、「障害等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である乳幼児」を利用対象の1つとしている。

### 4. 地域子ども・子育て支援事業における障害児対応の充実

- 「一時預かり事業」「延長保育事業」において、障害児等の利用を想定した「訪問型」を創設
- 「放課後児童クラブ」において、障害児を受け入れた場合の職員加配の加算を拡充(従来の加配職員1名に加え、5名以上の障害児を受け入れた場合更に1名加配)
- 多様な主体の参入促進事業(新設)において、認定こども園が、私学助成・障害児保育事業の対象にならない障害児を受け入れた場合の財政支援を創設
- 利用者支援事業(新設)において、障害児も含めた、子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、適切な施設・事業の利用を支援(利用者支援)。地域の社会資源とネットワークを構築(地域連携)

### Ⅲ. 障害児が利用可能な支援の体系（専門施策）

サービス名		利用児童数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	9,367	18,499
	同行援護	168	5,660
	行動援護	2,748	1,396
	重度障害者等包括支援	0	9
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	6,211	3,927
	児童発達支援	68,831	2,978
障害児通所系	医療型児童発達支援	2,509	101
	放課後等デイサービス	89,120	5,307
	保育所等訪問支援	1,874	321
	福祉型障害児入所施設	1,775	188
障害児入所系	医療型障害児入所施設	2,194	182
	計画相談支援	988	5,233
相談支援系	障害児相談支援	16,371	2,093

#### 障害者総合支援法

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う  
 重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う  
 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う  
 介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスの包括的に行う  
 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

#### 児童福祉法

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。  
 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。  
 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う  
 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。  
 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。  
 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

#### 支援法

【サービス利用支援】  
 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画を作成  
 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成  
 【継続利用支援】  
 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)  
 ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

#### 児福祉法

【障害児利用援助】  
 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成  
 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成  
 【継続障害児支援利用援助】

（注）利用者数及び施設・事業所数は平成26年10月現在の国保連データ。  
 ※通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,70市町村) 入所系サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、59都道府県市)

## IV. 保育所等との連携強化のための障害報酬改定の対応

### ①保育所等関係機関との連携の強化

#### 【背景】

- 障害児の地域社会への参加・包容を促進するための支援体制に関して、障害児支援検討会報告書においては、「地域の実情に応じた柔軟な地域支援体制の整備を進めることが重要である」と指摘され、具体例として「小規模の児童発達支援事業所が近隣の保育所等と協力関係を結んで並行通園の実施を進める体制を作る」ことが挙げられている。
- また、児童発達支援を利用する就学前児童が小学校等に入学する際の児童発達支援事業所と学校の連携の必要性についても指摘がなされている。



#### 【対応】 関係機関連携加算の創設(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

保育所や学校等と連携して個別支援計画を作成した場合や、就学・就職時に関係機関と連絡調整を行った場合について評価を行う。

#### ●関係機関連携加算【新設】

関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回

関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回

※ 関係機関連携加算(Ⅰ)については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算。

※ 関係機関連携加算(Ⅱ)については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として加算。

## ②保育所等訪問支援の推進

### 【背景】

○ 障害児支援検討会報告書において、障害児支援を一般施策としての子育て支援をバックアップする後方支援と位置づける中で、保育所等訪問支援の積極的な活用が必要とされ、更なる保育所等訪問支援の体制整備を進めるために「報酬上の評価も含め、利用をさらに進めるための具体的な方策についても検討すべき」と指摘されている。



### 【対応】保育所等訪問支援の推進

専門性の高い職員による保育所等訪問支援の評価を充実させる、過疎地や離島・山間地域等の障害児への支援を充実させる等の対応を行う。

- ①訪問支援員特別加算【新設】 375単位/日  
作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。
- ②保育所等訪問支援の算定要件の見直し  
[現 行]  
他の障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問の算定が不可。  
[見直し後]  
他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問の算定が可能。
- ③特別地域加算【新設】 1日につき15/100に相当する単位数を加算  
過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。

## (参考)療育支援加算(創設)について

### 1. 加算の要件

\* 認定こども園、幼稚園にも同様の仕組みあり

○ 主任保育士専任加算\*1の対象であり、かつ、障害児\*2を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者\*3を配置し、地域住民等の子ども療育支援に取り組む場合に加算

#### \*1 主任保育士専任加算の要件

- 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるための代替保育士を配置し、以下の5事業等から複数を実施
  - ①延長保育事業、②一時預かり事業、③病児保育事業、④乳児が3人以上利用している施設
  - ⑤障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設
- 加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組む

\*2 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

\*3 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

○ 加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと。

### 2. 加算施設における取組み

○ 当該加算の活用により、以下のような連携が図られる。

- ・ 保育所を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域の住民に身近な相談先である保育所を活用することにより、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携が図られる。
  - ⇒ 平成27年度から創設される保育所訪問支援における関係機関連携加算(保育所等と連携して個別支援計画を作成)の活用が図られる。
  - ⇒ 障害児施策との連携により保育所における専門性も強化され、保育所を利用する障害児に対する支援が充実する。